

海津市耐震改修促進計画

令和8年4月 最終改定

目 次

はじめに	－ 1 －
1 計画策定の経緯と地震防災における位置づけ	－ 1 －
第1 想定される地震の規模、想定される被害状況	－ 2 －
1 想定される地震の規模	－ 2 －
2 人的被害の想定	－ 2 －
第2 建築物の耐震化に係る目標	－ 3 －
1 建築物の耐震化の現状	－ 4 －
(1) 住宅の耐震化の現状	－ 4 －
(2) 特定建築物の耐震化の現状	－ 5 －
2 建築物の耐震化の目標	－ 8 －
3 公共施設の耐震化の現状・目標	－ 10 －
(1) 市有施設における耐震化	－ 10 －
第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針	－ 12 －
1 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務	－ 12 －
(1) 市民・事業者の役割	－ 12 －
(2) 市・県の役割	－ 12 －
2 実施する事業の方針	－ 12 －
(1) 事業の考え方	－ 12 －
(2) 実施する事業	－ 13 －
3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方	－ 13 －
(1) 重点的に耐震化を図る地域	－ 13 －
(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路	－ 13 －
(3) 重点的に耐震化を図る建築物	－ 13 －
(4) より重点的に耐震化を図る建築物	－ 14 －
4 「命」を守るための多様な取組みの推進	－ 14 －
第4 建築物の耐震化を促進する施策	－ 15 －
1 安心して耐震化が行える環境整備	－ 15 －
(1) 海津市建築物等耐震化促進事業	－ 15 －
(2) 自治会等との連携	－ 17 －
2 耐震化に関する啓発及び知識の普及	－ 17 －
(1) 相談体制の整備	－ 17 －
(2) 情報提供の充実	－ 18 －
3 地震時の建築物の総合的な安全対策	－ 22 －
(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策	－ 22 －
(2) 地震に伴う宅地被害の軽減対策	－ 22 －
第5 指導・勧告又は命令等に関する事項	－ 23 －
1 建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導等	－ 23 －
2 所管行政庁との連携	－ 23 －
第6 建築物の耐震化の推進に関する事項	－ 24 －
1 計画の推進体制	－ 24 －

はじめに

1 計画策定の経緯と地震防災における位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第6条の規定に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、平成20年3月に「海津市耐震改修促進計画」として策定した。

今回は、国の基本方針の改正及び「岐阜県耐震改修促進計画」の改定等に伴い、「海津市耐震改修促進計画」について、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画期間とする改定を行うものである。

なお、本市における地震防災対策については、「海津市地域防災計画」に基づき、その対策を進めており、地震災害予防の減災対策の一環として、「海津市耐震改修促進計画」の推進が掲げられている。

また、岐阜県では、平成27年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられた17の国際目標(SDGs※)に関して、令和2年7月17日に「SDGs未来都市」に選定され、「岐阜県SDGs未来都市計画」を策定した。

本計画に位置付ける取組みは、いずれも「持続可能なまちづくり」に資するものであることから、SDGsのうち、特に目標11【住み続けられるまちづくりを】を目指した取組みを推進する。



※Sustainable Development Goals の略

2015年の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。すべての関係者(先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等)の役割を重視し、「誰一人取り残されない(no one will be left behind)」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に総合的に取り組むもの。

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

1 想定される地震の規模

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約100本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきた。特に1891年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震(マグニチュード8.0)であり、県内だけでも5,000人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、南海トラフの巨大地震の発生の危険性が高まっている。

以下の被害想定は、平成23年度から24年度にかけて岐阜県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び平成29年度から30年度にかけて実施した「内陸直下地震に係る震度分析解析・被害想定調査結果」に基づくものである。

表1-1 想定される地震の規模と建物被害(海津市)

想定される地震、断層	最大震度	PL値 (液状化指数) [※]	建物被害(棟数)	
			全壊	半壊
南海トラフ地震★	5.93(震度6弱)	56.35	1,145	2,802
揖斐川―武儀川(濃尾)	5.57(震度6弱)	18.69	518	1,422
長良川上流(北側震源)	5.09(震度5強)	13.22	332	547
長良川上流(南側震源)	4.79(震度5弱)	1.32	3	8
屏風山・恵那山及び猿投山	4.98(震度5弱)	5.72	84	148
阿寺(北側震源)	4.91(震度5弱)	7.32	135	214
阿寺(南側震源)★	4.93(震度5弱)	3.50	34	61
跡津川★	4.99(震度5弱)	10.88	269	439
養老―桑名―四日市★	6.76(震度7)	53.34	4,096	5,302
高山・大原(北側震源)★	4.82(震度5弱)	8.59	126	194
高山・大原(南側震源)	4.38(震度4)	0	0	0

※PL値(液状化指数) PL値>15:液状化の可能性が高い 5<PL値≤15:液状化の可能性はある

★平成23～24年度実施の調査による。それ以外は平成29～30年度実施の調査による。

2 人的被害の想定

想定地震における被害想定では、人的被害は表1-2のとおりである。地震発生時間を冬の午前5時(多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能性が高い。)と、冬の午後6時(住宅等で火気器具が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。)及び夏の正午(オフィスや繁華街等に多数の滞留者があり、自宅以外で被災するが多い。)を想定しているが、ここでは最も人的被害の大きい冬の午前5時を記載する。

表1-2 想定される人的被害(海津市)

(単位:人)

想定地震	死者数	重傷者数	負傷者数	要救出者数※	避難者数
南海トラフの巨大地震★	11	23	346	40	3,893
揖斐川ー武儀川(濃尾)	3	6	159	10	1,710
長良川上流(北側震源)	0	0	9	0	842
長良川上流(南側震源)	0	0	1	0	9
屏風山・恵那山及び猿投山	0	0	4	0	220
阿寺断層系地震(北側震源)	0	0	2	0	334
阿寺断層系地震(南側震源)★	0	0	2	0	98
跡津川断層地震★	0	0	7	0	749
養老ー桑名ー四日市断層帯地震★	193	389	1,495	670	10,352
高山・大原断層帯地震(北側震源)★	0	0	1	0	340
高山・大原断層帯地震(南側震源)	0	0	0	0	0

※要救出者数:倒壊した建物内に閉じ込められる人数

★ 平成23～24年度実施の調査による。それ以外は平成29～30年度実施の調査による。

第2 建築物の耐震化に係る目標

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和56年6月1日から施行され新耐震設計法が導入された。本計画では、これ以降に着工された建築物を「**新基準建築物**」、これより前に着工された建築物を「**旧基準建築物**」という。また、本文中の言葉の定義は以下のとおりとする。

「建築物の耐震化」…建築物の地震に対する安全性を確保すること。

「耐震化されている建築物」…新基準建築物、旧基準建築物のうち耐震診断結果により耐震性を満たしている建築物又は耐震改修した建築物。

「耐震化率」…建築物の全数に対する耐震化されている建築物の割合。(住宅においては戸数)

「耐震性が不十分な建築物」…旧基準建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分であり、かつ耐震改修を行っていない建築物。

1 建築物の耐震化の現状

(1)住宅の耐震化の現状

海津市内の建築年代別住宅数（居住世帯あり）は、5年ごとに行われている住宅・土地統計調査（総務省統計局）等によると表２－１のとおりである。

表２－１ 建築年代別住宅数

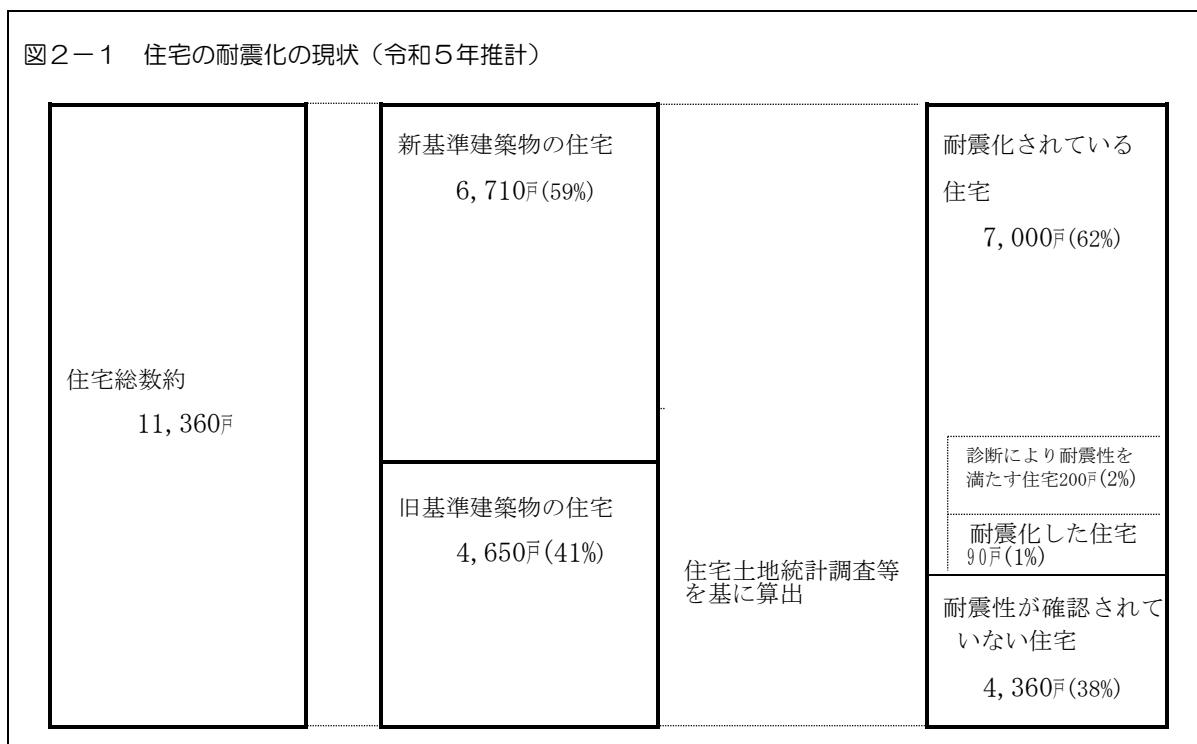
（単位：戸）

年代別住宅数 建築年		平成 2 0 年調査		平成 2 5 年調査		平成 3 0 年調査		令和 5 年調査	
		戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)
旧基準	S35年以前	1, 470	13	1, 150	10	1, 900	17	1, 900	17
	S36年～45年	800	7	930	8				
	S46年～55年	2, 220	20	2, 330	21	2, 170	19	2, 410	21
	不 詳			80	1	230	2	340	3
	計	4, 490	40	4, 490	40	4, 300	38	4, 650	41
新基準	S56年～H2年	2, 700	24	1, 990	18	2, 230	20	1, 800	16
	H3年～7年	1, 330	12	1, 300	11	1, 060	9	1, 770	16
	H8年～12年	1, 270	11	1, 410	12	1, 060	9		
	H13年～17年	840	8	990	9	710	6	790	7
	H18年～20年	460	4	660	6	820	7	580	5
	H21～22年			310	3				
	H23～25年					780	7	1, 110	10
	H26年～30年								
	H30年～R2年								
	R3年～R5年							180	2
	不 詳	20	1	130	1	380	3	480	4
	計	6, 620	60	6, 790	60	7, 040	62	6, 710	59
合 計		11, 110	100	11, 280	100	11, 340	100	11, 360	100

※H25 調査以降の不詳件数については、旧基準と新基準で按分した件数で計上する。

「新基準建築物の住宅」については、令和５年住宅・土地統計調査から６，７１０戸（約５９％）、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震化した住宅」は同調査から９０戸（約１％）、「耐震性を満たしている住宅」については、「木造住宅耐震診断 診断結果調査データ」からの推計により２００戸（約２％）であることから、市内の住宅総数約１１，３６０戸のうち７，０００戸（約６２％）が「耐震化されている住宅」と推計できる。

図2-1 住宅の耐震化の現状（令和5年推計）



(2)特定建築物の耐震化の現状

一定の用途及び規模要件に該当する建築物を本計画では「特定建築物」と定め、その用途・規模の要件は表2-2のとおりとする。

なお、特定建築物のうち耐促法第14条第1号に定める学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物を「1号特定建築物」、同条第2号に定める火薬類、石油類その他政令で定める危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を「2号特定建築物」、同条第3号に定める地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物を「3号特定建築物」という。

表2-2 特定建築物一覧

号	NO	用 途		特定建築物の規模要件
1 号	1	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、ろう学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
			上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上
	3	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂		階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）		階数3以上かつ1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ1,000㎡以上
	24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		階数3以上かつ1,000㎡以上
2 号	—	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第7条で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3 号	—	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が岐阜県地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路に接する建築物		全ての建築物

表2-3 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状(R7.3時点)

(単位:棟)

耐震化の現状		全棟数	新基準建築物	旧基準建築物	耐震化した	耐震性を満たしている	耐震化されている建築物	耐震化率
特定建築物の種類		A=B+C	B	C	D	E	F=B+D+E	G=F/A
1号	防災上重要な建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等)	66	36	30	23	4	63	95%
	不特定多数の者が利用する建築物 (劇場、集会場、店舗、ホテル等)	8	6	2	1	0	7	88%
	特定多数の者が利用する建築物 (賃貸住宅、事務所、工場等)	20	14	6	0	0	14	70%
	計	94	56	38	24	4	84	89%
2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	4	2	2	0	1	3	75%
3号	地震によって倒壊した場合において道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物	38	28	10	2	0	30	80%

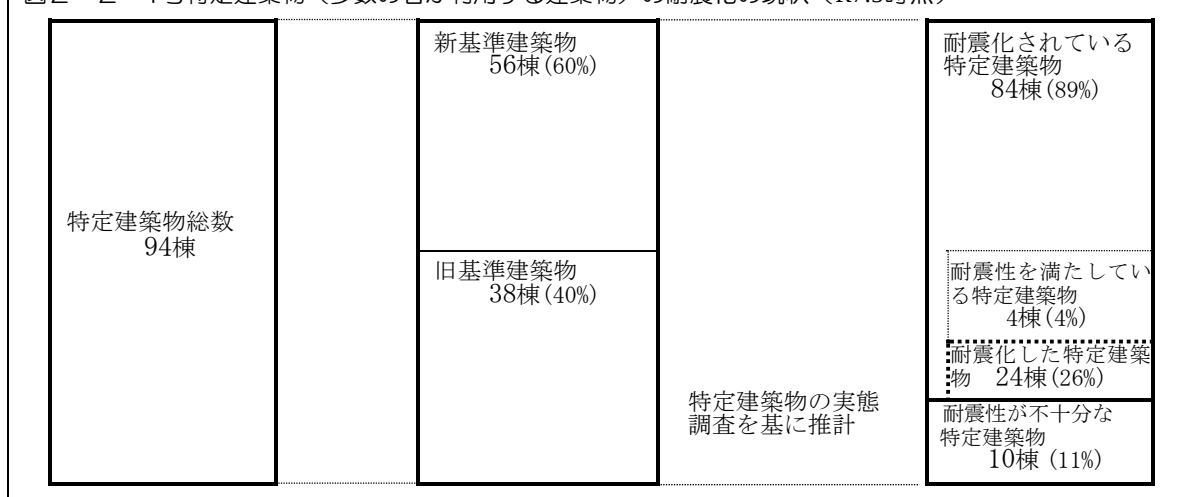
注) A～Dは実数値 Eは推計値

1号特定建築物については、「新基準建築物」が56棟(60%)、「旧基準建築物」38棟のうち、「耐震化した特定建築物」が24棟(26%)、「耐震性を満たしている特定建築物」が4棟(4%)であることから、「耐震化されている建築物」は84棟となり、市内の1号特定建築物総数94棟のうち89%が耐震化されていると推計できる。

2号特定建築物については、「新基準建築物」が2棟(50%)、「旧基準建築物」2棟のうち、「耐震化した特定建築物」が0棟(0%)、「耐震性を満たしている特定建築物」が1棟(25%)であることから、「耐震化されている建築物」は2棟となり、市内の2号特定建築物総数4棟のうち75%が耐震化されていると推計できる。

3号特定建築物については、「新基準建築物」が28棟(74%)、「旧基準建築物」10棟のうち、「耐震化した特定建築物」が2棟(8%)、「耐震性を満たしている特定建築物」が0棟(0%)であることから、「耐震化されている建築物」は30棟となり、市内の3号特定建築物総数38棟のうち80%が耐震化されていると推計できる。

図2-2 1号特定建築物(多数の者が利用する建築物)の耐震化の現状(R7.3時点)



2 建築物の耐震化の目標

平成7年に発生した阪神・淡路大地災では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となり、平成16年の新潟県中越地震においては、人的被害は少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。また、平成23年の東北地方太平洋沖地震以降の地震では現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられる。

市民の安全、安心を確保し、地震被害の軽減を図るため、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を、計画的かつ効果的に推進していく。

これまでの海津市の取り組み

平成15年度より木造住宅の耐震診断助成事業を、さらに平成16年度より木造住宅の耐震補強工事に対する補助を実施し、木造住宅の耐震化を推進してきた。平成21年度からは木造住宅耐震診断事業を無料で実施している。

また、平成19年度より建築物耐震診断・分譲マンション耐震補強工事・特定建築物耐震補強工事についても補助を実施している。

県の耐震改修促進計画(抜粋)

第4期計画における計画

令和12年 住宅及び多数のものが利用する建築物の耐震化率 95%

国の基本方針(抜粋)

平成18年1月25日国土交通省告示第184号

最終改正 令和7年7月17日国土交通省告示第535号

建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

災害対策の推進等に係る基本的な事項を定めた国土強靱化基本計画及び防災基本計画、今後の発生が懸念される大規模地震への対策を取りまとめた南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅については、令和17年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

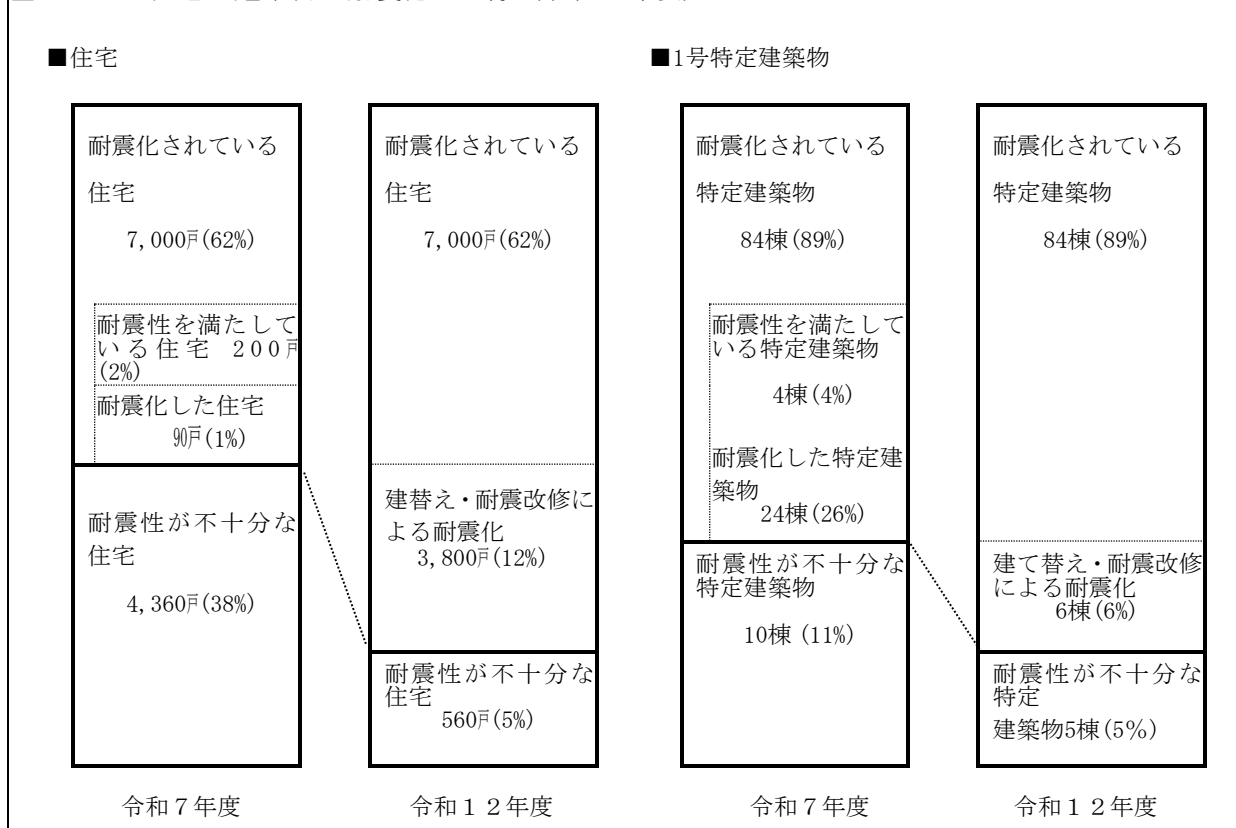
住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の現状、これまでの市の取り組み、県の耐震改修促進計画及び国の基本方針を踏まえ、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和12年度までに耐震化率を95%にすることを目標とする。

耐震化率95%を達成するため、住宅については約3,800戸、多数の者が利用する建築物(1号特定建築物)については6棟の耐震化が必要である。そのため、耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

図2-3 耐震化の目標の考え方

		現況耐震化率	目 標	目標耐震化率
国	住 宅	90%	南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画による目標を踏まえ設定	95%
	多数利用の建築物	93%		95%
県	住 宅	86%	国の基本方針及び岐阜県強靱化計画を踏まえ設定	95%
	多数利用の建築物	90%		95%
市	住 宅	62%	5年後に死者数及び経済被害額を半減させる	95%
	多数利用の建築物	89%		95%

図2-4 住宅・建築物の耐震化の目標（令和12年度）



3 公共施設の耐震化の現状・目標

災害時に、庁舎は災害対策本部、病院は医療救護活動の拠点、警察は応急活動拠点、学校は避難収容拠点となるなど、多くの公共施設は防災拠点施設として活用されるため、公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全の確保、被災後の応急対策活動の拠点施設として迅速に対応するための機能の確保に大変重要である。

また、平成 23 年に発生した東日本大震災では、公共施設か民間施設であるかを問わず、庁舎、警察、病院等の防災拠点施設や避難所が、津波あるいは揺れによる建物の損傷等によって使用不能となったほか、平成 28 年に発生した熊本地震でも揺れにより庁舎が損傷して立ち入りできなくなるなど、震災復興への対応能力が喪失したケースもあったため、所有者による耐震性の早期確保が重要である。

このため、公共施設、防災拠点施設の耐震化については、建物の重要度や地震発生確率を踏まえた倒壊危険度を考慮した優先順位の見直しを行うとともに、避難所にあつては、地域での避難所の耐震化状況を考慮した優先順位の見直しを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進めることとする。

(1) 市有施設における耐震化

ア 耐震化の現状

市有施設における特定建築物（以下「市有特定建築物」という。）の耐震化の現状は、特定建築物の実態調査によると、表 2-4 のとおりである。

表 2-4 市有特定建築物の耐震化の現状

（単位：棟）

耐震化の現状 市有特定建築物の種類	全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震化の現状		耐震化さ れている 建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
				耐震化 した D	耐震性を 満たして いる E		
防災上重要な建築物 （庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等）	50	23	27	21	3	47	94%
不特定多数の者が利用する建築物 （集会場、宿泊施設、博物館等）	5	3	2	2	0	5	100%
特定多数の者が利用する建築物 （賃貸住宅、事務所等）	3	3	0	0	0	3	100%
計	58	29	29	23	3	55	94%

市有特定建築物については、「新基準建築物」が 29 棟（50%）、「旧基準建築物」29 棟のうち、「耐震化した特定建築物」が 23 棟（39%）、「耐震性を満たしている特定建築物」が 3 棟（5%）であることから、「耐震化されている建築物」は 55 棟となり、市有特定建築物総数 58 棟のうち 94%が耐震化されている。

イ 耐震診断結果の公表

市有特定建築物については、施設を利用する市民に対して耐震性の周知を行う必要があるため、耐震診断結果の公表に取り組む。

ウ 耐震化の目標

市有特定建築物については、市は特定建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることとされており、さらに施設所有者として「市民、施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、特に耐震診断の結果「耐震性が不十分」とされた建築物について効果的な耐震化を進め、建築物の倒壊危険度及び重要度を考慮した優先順位付けを行い、耐震化を進める。

特に、集会所等の不特定多数が利用する建築物等の緊急度の高い施設から計画的な耐震化を進め、財政事情等を十分考慮しつつ、耐震化を促進する。

第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

1 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務

これまで、市では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきた。地震による被害を最小限にとどめるためには、市民・事業者、市及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

市民、事業者、市及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していく。

(1)市民・事業者(建築物所有者)の役割

- ・市民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性の確保に努め、その向上を図るよう努める。
- ・市民及び事業者は、所有する既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定を受けているもの。）について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

(2)市・県の役割

- ・市及び県は、連携して、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。
- ・市及び県は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。
- ・市及び県は、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。
- ・市及び県は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努める。

2 実施する事業の方針

(1)事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助・共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

これらの事業については、これまでの計画期間内で一定の成果が得られたことから、今後も継続していく。

(2)実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための支援策として、建築物が個人財産であることや市の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断等を行った結果耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施する。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

地震による建築物の倒壊等の被害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、全ての既存耐震不適格建築物について、耐震改修等により地震に対する安全性の向上を図ることを目的とするが、特に以下の地域、建築物については、重点的に耐震化を図ることとする。

(1)重点的に耐震化を図る地域：市内全域

市内では、南海トラフの巨大地震又は内陸直下型地震により多くの被害が想定されていること、さらに想定される地震の他にも近隣には活断層が無数に存在すると考えられていることから、市内全域を、重点的に耐震化を図る地域とする。

(2)地震発生時に通行を確保すべき道路：第1～3次緊急輸送道路

大規模震災時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。また、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要因、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、その経路の確保が重要である。

県では、被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連結する道路として、岐阜県地域防災計画において緊急輸送道路を指定し、そのネットワーク化（道路網の形成）を図っている。

このため、法第5条第3項第3号に基づき「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するための道路」として、第1次から第3次までの緊急輸送道路のうち市内に存する道路を、法第6条第3項第2号に基づく「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するための道路」として指定し、沿道の建築物の耐震化を図ることを目標とする。

(3)重点的に耐震化を図る建築物:木造住宅、多数の者が利用する建築物等、市有建築物

1号特定建築物については、多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、2号特定建築物については危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、3号特定建築物については倒壊した場合道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから、全ての特定建築物及び過去の地震における被害状況等を踏まえ、既存耐震不適格建築物のうち、木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

また、上記に該当しない市有建築物についても、市民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

(4)より重点的に耐震化を図る建築物:耐震診断義務付け建築物

地震発生時において、人的被害の可能性及び応急活動への影響を考慮し、法附則第3条の規定による要緊急安全確認大規模建築物及び法第7条の規定による要安全確認計画記載建築物を「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

なお、要安全確認計画記載建築物として指定する建築物は、岐阜県耐震改修促進計画（第4期計画）の別表2に記載する道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る）とする

4 「命」を守るための多様な取組みの推進

「木造住宅の耐震化」では、現在の建築基準法で想定する大地震動（極めて稀に発生する地震）において倒壊しないことが要求されており、地震による被害軽減のためにも耐震化の促進は非常に重要である。

しかしながら旧基準木造住宅所有者の中には、その家族構成や生活形態あるいは経済的理由など、様々な理由により耐震化を実施できない者もあり、これらの所有者に対しては、住宅の損傷防止だけではなく人命を守るという視点から、将来的な耐震化を前提に、部分的な損傷はするものの建物全体としては倒壊しない性能が確保されるといった簡易補強を推進することも重要である。

そのため、将来的な耐震化を前提に、部分的に損傷はするものの建物全体としては倒壊しない性能が確保されるといった簡易補強のほか、主たる居室や寝室のみを補強する耐震シェルターの設置等を推進することも必要である。

第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行う。

(1) 海津市建築物等耐震化促進事業

ア 海津市建築物等耐震化促進事業の概要

旧基準建築物の耐震診断・耐震改修工事に対して県と協働して補助を平成 15 年度より実施し、この間、地震災害によって明らかになった課題やニーズに応じて、対象拡大や補助金の増額などの制度拡充を行ってきた。今後も耐震化の積極的な推進を図るうえで、必要な予算の確保や制度の拡充等に努める。

《耐震診断》

平成 15 年度から木造住宅を対象として補助を実施しており、平成 18 年度からは全ての建築物に補助対象を拡充した。

平成 21 年度からは木造住宅について所有者負担を無料化した。

《耐震改修工事》

平成 16 年度から木造住宅を対象として補助を実施しており、平成 18 年度からは特定建築物及び分譲マンションに補助対象を拡充した。

平成 21 年度からは一定の要件に該当する木造住宅について、簡易補強工事を補助対象とし、平成 25 年度からは当該要件を撤廃した。

《耐震シェルター等設置工事》

平成 26 年度から木造住宅を対象として補助を創設する。

イ 海津市建築物等耐震化促進事業の実施状況

表4-1 耐震化に係る補助の概要

(単位:件)

	木造住宅無料 耐震診断	木造住宅耐震 改修工事	建築物 耐震診断	耐震シェルター等
平成17年度	7	3	0	
平成18年度	13	0	0	
平成19年度	5	1	2	
平成20年度	5	0	0	
平成21年度	19	0	0	
平成22年度	8	1	0	
平成23年度	17	1	0	
平成24年度	30	1	1	
平成25年度	30	0	2	
平成26年度	16	1	0	0
平成27年度	19	3	0	0
平成28年度	18	1	1	0
平成29年度	8	0	0	0
平成30年度	6	0	0	0
令和元年度	5	2	0	0
令和2年度	2	1	0	0
令和3年度	7	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0
令和5年度	3	0	0	0
令和6年度	10	1	0	0
令和7年度	10	0	0	3
合 計	238	16	6	3

ウ 市民要望に対する的確な対応

東日本大震災以降、市民の地震対策への関心は高まってきたが、ここ数年はまた耐震診断等の件数が減少傾向となっているため、更なる啓発を行うとともに、耐震診断や耐震補強などの耐震化に係る経済的負担を軽減するための補助金についても、市民の要望に対して不足とならないよう的確な対応に努めることを検討する。

エ 補助事業の活用促進を図るための取り組み

建築物の耐震化補助制度については、その積極的な活用が図られ、耐震化の一層の促進に

資するよう、耐震化の進捗状況、所有者・地域の特性、県・市町村の財政状況などを総合的に勘案して、必要に応じ制度の見直しを行う。

(2)自治会等との連携

地震防災対策では、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方が重要である。自治会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検、液状化を含む過去の地震被害の伝承や耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成等幅広い取り組みが必要である。

県による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援の下に、市はこのような地域の取り組みを支援する施策を講じる。

2 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

(1)相談体制の整備

ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるため、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」として、県が養成する「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用する。

なお、相談士の名簿については、補助制度を行う窓口において閲覧しており、さらに、相談士の制度について無料相談会等で周知を図る。

イ 建築相談窓口

市民が気軽に建築物に係る相談ができるよう、「建築相談窓口」を設置し、地震対策を始めとした建築物に係る相談窓口として、市民からの相談に応じている。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関連団体においても建築相談窓口として市民の相談に応じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物等の地震対策について、市民の相談に積極的に応じていく。

ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

市等が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、県からの専門家の派遣により、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催する。

エ 一貫したサポート体制の構築

耐震診断から工事までの一貫したサポート体制の構築等による住宅耐震化を推進する。

(2)情報提供の充実

ア パンフレットの作成・配布

市は、市民向けの相談会、パンフレット、インターネット、市報等により建築物の耐震化について市民への普及・啓発に取り組んできた。

今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化や耐震シェルター設置等命を守る取組みに関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。

また、住宅設備の更新や、バリアフリー改修等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

イ 各種広報媒体を活用した周知

市報、自治会回覧版、インターネット等を活用し、広く市民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を図る。

ウ 市等主催の説明会の開催

自治会単位等で開催される耐震化に係る説明会、講習会等へ県からの講師を派遣し、耐震化に係る情報提供を行う。

エ 耐震ローラー作戦の実施

木造住宅の耐震診断費用の無料化(平成 21 年度から)、補強工事への支援要件緩和等、より活用しやすい補助制度とするための見直しを行ったが耐震化促進事業の活用実績は十分とはいえない。

このため、主に旧基準木造住宅が密集する地域などを対象に木造住宅の耐震化促進に資するよう、戸別訪問による耐震化の重要性・緊急性の周知と地域ぐるみの地震対策につながるよう地域の実情に応じたきめ細やかな普及啓発を行う。

オ 診断実施済み建築物等の所有者への啓発強化

これまで補助制度を活用して診断を実施した建築物等で、耐震性が不十分であることが判明した建築物等の所有者に対し、個別に働きかけを行い、耐震化を促す。

カ 普及啓発重点地区の選定

近い将来発生が予想されている南海トラフ地震による被害の軽減を図るためには、限られた時間の中で効率的に建築物の耐震化を促進する必要がある。

このため、旧基準建築物の密集地や被災時に孤立する可能性のある集落、緊急輸送道路沿道、地震発生確率や地盤特性など地域の特性を考慮した普及啓発重点地区の選定を検討する。

キ 教育部局との連携

建築物の耐震化の重要性について幅広い世代への周知を行うため、教育部局と連携を図り、学校における防災教育の一環としての耐震化に関する「出前講座」を実施する。

ク 地震ハザードマップの作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、市民にとって理解しやすく、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の提示が有効である。

このようなマップを活用することで、地震対策の推進に寄与することから、平成19年3月に地震による揺れやすさのわかる地震ハザードマップを作成、その後令和2年3月に改定し、公表している。

サ 建築物の地震に対する安全性の認定

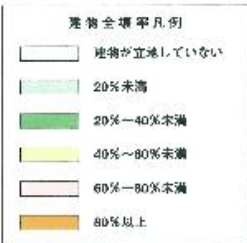
旧基準木造住宅のうち耐震改修を行った住宅について、耐震改修済みであることを対外的に周知することにより、耐震化未実施の住宅所有者に対する意識の向上が期待できることから、耐震改修済みである旨の表示制度の普及を図り、法第22条の規定に基づく建築物の地震に対する安全性の認定を取得した場合、認定を受けている旨の表示を付することができることとされており、建築物の所有者や利用者等の理解が得られるよう留意しつつ、表示制度の普及を図る。

また、公共建築物について建築物の地震に対する安全性に係る認定及び当該認定を受けている旨の表示に係る制度を積極的に活用する。

海津市地震防災マップ

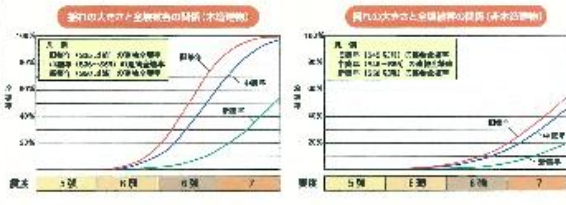
② 地域の危険度マップ

「地域の危険度マップ」とは、「揺れやすさマップ」で算出した震度分布と建物構造（木造・非木造）、建築年次別の建物の現況から建物全壊率を算出し、建物の倒壊危険度を50mメッシュごとに5段階に分けて表現したものです。
この地図の作成に当たっては、平成17年3月の内閣府が策定した「地震防災マップ作成技術資料」にもとづいて行ったものです。
実際に発生する建物の倒壊危険度は、今回想定したものと異なる場合もありますので、日ごろから家の中や家の周囲の安全対策を講じておくことが大切です。



建物被害について

地震による建物被害は、揺れや液状化、火災などを原因とするものが考えられますが、ここでは揺れによる建物被害のみを扱いました。揺れによる建物被害は、揺れの大きさだけでなく、建物構造や建築年次によって被害の割合が異なります。



<避難所一覧表>

東海大学	57-1003	東海大学附属病院	57-1004
東海大学附属病院	57-1004	東海大学附属病院	57-1004
東海大学附属病院	57-1004	東海大学附属病院	57-1004
東海大学附属病院	57-1004	東海大学附属病院	57-1004
東海大学附属病院	57-1004	東海大学附属病院	57-1004
東海大学附属病院	57-1004	東海大学附属病院	57-1004
東海大学附属病院	57-1004	東海大学附属病院	57-1004
東海大学附属病院	57-1004	東海大学附属病院	57-1004
東海大学附属病院	57-1004	東海大学附属病院	57-1004
東海大学附属病院	57-1004	東海大学附属病院	57-1004

<医療機関一覧表>

東海大学附属病院	57-1004	東海大学附属病院	57-1004
東海大学附属病院	57-1004	東海大学附属病院	57-1004
東海大学附属病院	57-1004	東海大学附属病院	57-1004
東海大学附属病院	57-1004	東海大学附属病院	57-1004
東海大学附属病院	57-1004	東海大学附属病院	57-1004
東海大学附属病院	57-1004	東海大学附属病院	57-1004
東海大学附属病院	57-1004	東海大学附属病院	57-1004
東海大学附属病院	57-1004	東海大学附属病院	57-1004
東海大学附属病院	57-1004	東海大学附属病院	57-1004
東海大学附属病院	57-1004	東海大学附属病院	57-1004

<災害時要援者利用施設一覧表>

東海大学附属病院	57-1004	東海大学附属病院	57-1004
東海大学附属病院	57-1004	東海大学附属病院	57-1004
東海大学附属病院	57-1004	東海大学附属病院	57-1004
東海大学附属病院	57-1004	東海大学附属病院	57-1004
東海大学附属病院	57-1004	東海大学附属病院	57-1004
東海大学附属病院	57-1004	東海大学附属病院	57-1004
東海大学附属病院	57-1004	東海大学附属病院	57-1004
東海大学附属病院	57-1004	東海大学附属病院	57-1004
東海大学附属病院	57-1004	東海大学附属病院	57-1004
東海大学附属病院	57-1004	東海大学附属病院	57-1004

3 地震時の建築物の総合的な安全対策

(1)地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス、天井、外壁等の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、エスカレーターへの脱落防止対策、給湯設備や家具の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の必要性が指摘されている。

このため、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

また、防災拠点施設については被災時においても建物が使用できるよう、書架等の転倒防止対策と共に電気設備や給排水設備などの機能維持を含めた耐震性の確保やバックアップ機能の充実などについて、施設所有者に対し普及啓発を行う。

(2)地震に伴う宅地被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れや大規模盛土造成地の滑動崩落等による建築物の被害の軽減を図るため、市町村と連携し、がけ地近接等危険住宅移転事業及び宅地耐震化推進事業等の活用を促進し、宅地の安全対策を推進する。

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

1 建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導等

これまで、法における指導・助言が行える建築物には、多数の者が利用する一定規模以上の建築物、病院、ホテル、旅館等の不特定多数が利用する一定規模以上の建築物、あるいは、危険物を取り扱う建築物、道路を閉塞させる建築物と一定の要件が定められていたが、平成25年の法改正により、全ての既存耐震不適格建築物に対して指導・助言が行えるようになった。

法の改正に伴い、今後は下記の区分により、指導・助言を行う。

(1) 特定既存耐震不適格建築物(法第14条、第15条該当)

法第14条第1項各号に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、必要に応じて技術指針等を勘案して指導・助言を行う。

(2) 既存耐震不適格建築物(法第16条該当)

上記(1)以外の耐震不適格建築物に対しては、必要に応じて指導・助言を行う。

表5-1 指導等規制対象一覧

	耐震診断				耐震改修		
	所有者	市			所有者	市	
		指導 助言	指示 公表	報告命令 結果公表		指導 助言	指示 公表
要緊急安全確認大規模建築物	義務			○	努力義務 ※2	○	○
要安全確認計画記載建築物				○		○	○
特定既存耐震不適格建築物	努力義務	○	○ ※1			○	○ ※1
既存耐震不適格建築物		○			努力義務 ※3	○	

※1 地震に対する安全性向上が特に必要な一定の用途及び規模以上のものに限る

※2 地震に対する安全性の向上を図る必要があるとき

※3 必要に応じて

2 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るためには、所管行政庁と十分調整を行い、効果的な指導を行っていく必要がある。そのため、所管行政庁である県と十分連絡調整を行い、連携を図りながら指導等を進めていく。

第6 建築物の耐震化の推進に関する事項

1 計画の推進体制

県、市町村、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」を活用し、耐震化への取り組みの情報交換や実施施策の検討などで連携を図り、全県下一丸となって建築物の耐震化に取り組む。